**「大阪来てな！キャンペーン（大阪の観光資源を活かした集客・周遊事業）」に係る**

**仕様書**

1　事業名称

「大阪来てな！キャンペーン（大阪の観光資源を活かした集客・周遊事業）」

2　事業目的

2025年大阪・関西万博の開催時に、国内外から大阪に訪れる方々に、府内滞在や府内周遊を楽しんでいただくためには、大阪の強みである、街並み、歴史・文化芸術、食、エンタメなどの観光資源や都市魅力を、万博の魅力とあわせて発信し、より多くの方に知っていただく必要があります。

そこで、万博開催に向けて、大阪の観光資源を活かした、集客を期待できるイベント等の企画を府内各地で開催し、さらに府内周遊も促進する「大阪来てな！キャンペーン（大阪の観光資源を活かした集客・周遊事業）」を実施します。

本事業を通じて、大阪市内と府域5エリアにおいて、国内外から注目され集客が期待できるイベント等の企画を開催するとともに、周辺の観光スポットや市町村を訪問していただけるような周遊企画を実施することで、大阪府の観光魅力を国内外に強力に発信し、万博に向けた機運醸成や、大阪への集客・府内周遊につなげていきます。

3 委託業務内容

 (1) 大阪市内及び府域５エリアにおける集客企画と、府域各エリアでの周遊企画全般に

係る企画及び運営業務

ア　大阪市内及び府域５エリアにおける集客企画の立案

　　　　①大阪市内での集客企画

　　　　②北摂、河内（北・中・南）、泉州の府域５エリアにおける、各エリアの観光資源

　　　　　を活かした集客企画

　　イ　エリア内の他市町村の観光スポットを訪問していただけるような周遊企画の立案

     ウ　ア・イで立案した企画内容（時期、会場、スタッフ・物品手配等）に係る調整、運営、警備など、企画実施に係る運営業務

(２)集客、周遊促進のための国内外への戦略的な広報業務

 ア　(1)の内容を中心とした広報計画の作成・実施

　　　 (1)で実施する集客及び周遊企画を中心に、万博の開催も踏まえ、国内外からの

継続的な誘客、府内周遊につながるような内容を、SNSをはじめとする様々な広

報ツールを用いて国内外に対してPRする。

 イ　特設WEBサイト等の開設・運用

　　　 　アの一環として、本事業の特設WEBサイト等を開設し、関連する情報を発信

する。

 (３) その他附帯業務（(1) (2) の実績報告等）

4　委託業務内容の補足

(１) 大阪市内及び府域５エリアにおける集客企画と、府域各エリアでの周遊企画全般に係る

企画及び運営業務

|  |
| --- |
| **１　集客企画（大阪市内・府域５エリア）とエリア内周遊企画の企画、実施**(１)企画案等の作成①企画案集客及び周遊企画についての企画案を作成すること。企画にあたっては、次の点に留意すること。 〇令和５年夏頃から令和６年2月の間に実施すること。〇大阪の強みである街並み、歴史・文化芸術、食、エンタメなどをテーマに、国内外からの観光客を惹きつけ、メディアに取り上げられるような独自性・話題性があり、大阪府内の観光資源の魅力を活かした、観光滞在や周遊が期待できるような企画内容とすること。〇インバウンドも想定し、多言語や非言語で楽しむことができるよう、デジタル技術の活用などの工夫をすること。〇大阪での宿泊や消費につながるような仕掛け（宿泊ツアーやインセンティブ等）を取り入れること。〇実施する企画は、企画原案をもとに、発注者と協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内でコンテンツの追加や変更、発注者が企画するコンテンツの実施を求めることがある。　　（集客企画）〇全国や海外から、延べ10万人以上（※１）の集客が見込まれる集客企画（※２）を、大阪市内及び府域５エリア（北摂、北河内、中河内、南河内、泉州）で実施すること。　　　　※１うち府域5エリアに延べ２万人以上集客すること。　　　　※２イベントの開催や旅行商品の造成、既存の観光資源等を活用した集客の仕掛け（実施例：令和４年度に「大阪来てな！キャンペーン（国内旅行消費喚起事業）」において実施した「ポップアップフェスin大阪・梅田」）など、国内外の観光客が参加でき、大阪府の観光魅力の発信につながるものとすること。〇府域５エリアで実施する集客企画については、エリア単位とし、エリア内の複数の市町村で実施すること。　　　　※エリア内の1カ所で集客企画を実施する場合は、実施場所以外のエリア内の他市町村も参加できるようにすること。　　　　　エリア内の複数カ所で集客企画を実施する場合は、エリア全体の集客、PRを最大化できるよう、時期やテーマ等を工夫すること。〇万博開催500日前である令和５年11月30日に、万博の機運醸成と「大阪来てな！キャンペーン」の目的である大阪の魅力発信につながるイベントを企画し、実施すること。〇集客企画参加者へアンケートを実施する等、参加者の属性や、大阪市内から各エリアへの訪問につながった人数を把握すること。　　（エリア内周遊企画）〇府域５エリアにおいて観光スポット（※１）を楽しみながら訪問でき、延べ４千人以上の周遊（※２）が見込まれる企画とすること。なお、必ずしも全ての集客企画を周遊企画と連動させなくてよい。※１「観光スポット」には、観光施設に限らず、地元の食材や大阪産（もん）のメニューを提供する飲食店、お土産物を販売する小売店、地域の商店街の店舗等も含む。　※２本事業の「周遊」とは、各エリアの複数市町村の観光スポットを訪問することをいう。集客企画と連動させる場合は、集客企画実施場所以外の市町村を訪問することをいう。〇エリア内で使用可能な特典（割引）の付与や、地元の食材や大阪産（もん）メニュー　を提供する飲食店や商店街等も観光スポットとして紹介するなど、各エリアでの消費につながる工夫をすること。※大阪産(もん)のメニューを提供する飲食店は、大阪産(もん)ロゴマークの使用許可を取得している（取得予定も含む）店舗とすること。　　（参考）大阪産(もん)及び大阪産(もん)ロゴマーク取得について　<https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/osaka_mon/logo.html>　　　〇2025年大阪・関西万博の機運醸成につながる工夫がされているか。〇実際に周遊した人数、属性別の周遊パターン等、実績報告だけでなく、今後の周遊施策の策定に有効と考えらえるデータや情報を収集すること。②開催概要実施する集客及び周遊企画の概要及び実施場所、開催日程等の情報を掲載した開催概要、事業計画を作成すること。(2)運営事務局の設置実行委員会事務局や会場等との調整のほか、各種問合せなど企画の運営を円滑に行うための運営事務局を設置すること。**２　実行委員会事務局との連絡調整**実行委員会事務局と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。**３　運営に必要な制作物の作成等**　　証明書、搬入出車両の証明等、事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。（注）証明書等については、所要数量や、配付先調査等の調整等業務を含むものとする。**４ 関係機関等（運営施設含む）との連絡調整**企画実施に係る関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、受注者が行うこと。**５　関係機関連絡会議への同席**関係機関との連絡会議や主要な会議には、原則として実行委員会事務局とともに同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。**６ 各種許可申請に係る業務**使用許可等が必要な場合は、それらの申請資料の作成及び催物開催届等、企画の実施に必要な資料を作成すること。**７ 実施マニュアル等必要資料の作成**(１)各企画の運営に要する資料(２)製作、設営物に要する資料(３)各企画開催当日の会場記録写真資料(４)搬入出、設営撤去マニュアル(５)危機管理対応マニュアル(６)来場者、参加者向けアンケート(７)その他、事務局が必要と認める資料**８ 会場設営及び搬入出に係る業務について**(1)新型コロナウイルス等の感染症対策の実施 国や大阪府が定める方針を踏まえ、感染防止策を積極的に実施すること。(2)搬入出・設営計画の策定及び実施①事業開始、終了、搬入搬出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討すること。②荒天などにより企画を当日又は事前に中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について検討すること。③ゴミ収集計画を検討すること。④会場設営等について、誰もが参加しやすいバリアフリーの対応をすること。(3) 救護業務企画の実施にあたっては、開催場所を所管する消防署等の指導に従い、急病人、負傷者等の救護体制を整え、万全を期すこと。体制等については会場の施設管理者等と充分調整するとともに、救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。(4)会場内清掃企画を実施する会場内のゴミ処理については、施設管理者等と事前に協議の上、対応すること。(5)保険の加入施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に加入すること。**９　警備計画の作成、実施**〇来場者の安全を最優先に、各企画の運営に支障のない警備計画を作成し、その計画に基づき警備を実施すること。〇各会場における適切な交通誘導及び必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。 |

(２) 集客、周遊促進のための国内外への戦略的な広報業務

|  |
| --- |
| **１　広報計画の作成**旅行先として大阪を選び、また府内周遊も楽しんでいただけるよう、集客及び周遊企画や大阪の多様な魅力の情報発信等を含む広報計画を作成する。作成にあたっては、次の点に留意すること。〇全国や海外から集客できるよう、また、府域も訪問、周遊していただける、（１）で実施する集客及び周遊企画の広報計画を作成すること。〇集客及び周遊企画実施場所の周辺にある、府内の多様な観光資源（「自然」や「歴史」等）も合わせて発信すること。〇なお、2025年大阪・関西万博の機運醸成についても、意識すること。〇SNSやデジタル技術等を効果的に活用すること。　※SNSの活用にあたっては、Twitterの大阪来てなアカウント等を活用し、本事業終了後は実行委員会の指示に従い、情報の引継ぎ等を行うこと。〇本事業が全国や海外のメディアに広く取り上げられるようテレビ、新聞、雑誌等のメディアに対し、効果的な情報発信の計画策定・調整を行うこと。　　**２　特設WEBサイト等の開設・運用**　　本事業の内容を発信するWEBサイトや、広報に必要な広報媒体（ポスター、チラシ等）を制作する。制作にあたっては、次の点に留意すること。〇特設WEBサイト等を活用し、リアルタイムな情報を発信すること。　　また、本事業以外で府市が行う文化・スポーツ・万博等のイベント、また大阪で開催される民間の集客イベント等とも連携し、大阪の魅力発信につながる情報をあわせて発信すること。なお、サーバー、ドメインについては、実行委員会で用意する。〇「大阪来てな！キャンペーン」のキャンペーン名称、ロゴ等を使用すること。〇本事業目的を踏まえ、　ポスター、チラシ、WEBサイト等の広報媒体を制作すること。なお、ポスター、チラシの枚数等、作成の仕様は実行委員会事務局と協議・調整のうえ、決定すること。〇SNSやWEBサイトについては、多言語に対応できるものとし、タイムリーな情報発信を行うなど効果的に運用すること。**３　実行委員会事務局等との連絡調整**実行委員会事務局と緊密に連絡を図り、大阪の観光に関する旬なイベントやキャンペーン等の実施主体とも情報を共有しながら、効果的な情報発信が行えるよう、業務を推進すること。**４　メディア・取材対応**　　本事業の取組みについて、各種メディアに取り上げられるよう、メディアに対して効果的に情報を発信し、取材対応を行うこと |

(３)その他附帯業務

**１　実績報告に必要なデータ集計**

各企画による集客、周遊、広報の効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告としてまとめること。実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが、推計の根拠データもあわせて示すこと。

**２　記録写真撮影、媒体掲載情報の報告、データの提出**

〇デジタルカメラで企画実施中の様子（イベント内容、参加者規模等）を撮影すること。

〇撮影した写真は、紙媒体（カラー刷り。縮小版印刷も可。）と電子データ（ＵＳＢメモリ

ー等に保存のこと）で実行委員会へ提出すること。

〇企画実施後、速やかに、著作権に留意して新聞記事や各紙（誌）に掲載された記事（企画実施日前後は、Ｗeb情報含む）、テレビ等での放送動画について、それぞれとりまとめ（掲載社【者】・掲載日・発行部数等）、ＳＮＳでの情報発信の状況について収集し、別途、報告書（ファイル）を作成し、提出すること。

〇テレビ等での放送動画については、電子データ（USBメモリー等に保存）で提出すること。なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもって実行委員会に帰属するものとする

　（※）写真等はメディアに掲載できる画質を確保すること

**３　その他附帯業務**

　 各種申請に必要な図面資料等の作成等

**４　経費関係書類の保存**

　 経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）については、確実に整理・保管（5年間）し、実行委員会からの請求があった場合、速やかに提出すること。

5 契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

6　成果物の提出

　 (１)実施報告書

・A4サイズ１５部及びUSBメモリー等に格納のこと。

・なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって実行委員会に帰属するものとする。

(２)業務に関して作成した全ての成果物

・マニュアル、作成した広報物データ、当日の写真や映像データなどUSBメモリー等に

格納して提出。

(３)報道実績報告書

・掲載された記事（著作権に留意）、ＨＰなどのＷeb情報、ＳＮＳ、テレビ等での放送動

画について、取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

・なお、テレビ等での放送動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出するこ

と。

7　その他

(１)守秘義務等について

ア　受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受注業務遂行の目的以外に使用し、

または第三者に提供してはならない 。

イ　委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速

やかにその誤りを訂正しなければならない。

(２)個人情報の取り扱いについて

ア　委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において

厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ　受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、実行委員会に

情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ　事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は実行委員会に帰属するものとし、実

行委員会の指示に従い提供を行うこと。

エ　契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提

出すること。

(３)著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(４)その他留意事項について

本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度実行委員会と協議を行い、指示に従うこと。

【連絡先】

大阪来てなキャンペーン実行委員会事務局　福岡、田中、中村、松井

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ内）

住　所　〒559-8555

大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電　話　06-6210-930２